農業用機械貸出

農業用機械管理規定

（総則）

第1条　　この規定は、農業振興のため山村離島振興施設整備事業等において、導入したバックホー・運搬車等（以下、「農業用機械」という）を適正かつ効果的に管理運営を行うため定める。

（目的）

第2条　　この規定は、経営構造対策事業及び、山村離島振興施設整備事業等を達成するため、
農業用機械を組合員に貸し出し適正かつ効果的に管理運営することを目的とする。

（適用）

第3条　　農業用機械の管理運営は本規定の定めによるところとする。

（利用物件）

第4条　　農業用機械とは山村離島振興施設整備事業等による以下の機械をいい、有償で組合員に貸し出す。

1・　貸出し用農業用機械は別表１とする。

（農業用機械の管理）

第5条　　農業用機械の管理責任者は八丈島農業協同組合本店、経済指導部長とし、現場責任者は経済指導部指導担当課長とする。

（農業用機械の保全）

第6条　　現場責任者は、農業用機械を常に点検し、損失をこうむらないよう保全に努める。

（利用者の範囲）

第7条　　農業用機械の利用範囲は八丈島農業協同組合八丈島地区の組合員（以下「利用者」という）とする。

（利用承認の申請）

第8条　　この農業用機械を利用しようとする場合は、八丈島農業協同組合本店へ利用申請書を提出し経済指導部課長の許可を得なければならない。

（用途指定）
第9条　　この農業用機械は農業用を目的とし、その他の用途には使用しないものとする。

（有益費等の請求権の放棄）
第10条　　利用者は、この農業用機械に投じた有益費又は必要費があっても、これを農協に請求しないものとする。

（損害賠償）
第11条　　利用者が責めに帰すべき理由により農業用機械が減失又はき損した時は直ちに損害を賠償しなければならない。

（利用料）
第12条　　この農業用機械の利用料は別途定める。（別表①）

（処分の制限）
第13条　　前条の規定にかかわらず、この農業用機械を耐用年数内に処分するときは理事会にはかり、適切に行う。

（規定改廃）
第14条　　この規定の改廃は、理事会において決議する。

（定めなき事項）
第15条　　この規定に定めない事項にあたり、疑義が生じた場合は双方での協議するものとする。

附則　　この規定は平成 13 年 12 月 26 日より施行する。
附則　　この規定は平成 30 年 10 月 26 日より施行する。
附則　　この規定は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
附則　　この規定は令和 4 年 2 月 1 日より施行する。
附則　　この規定は令和 7 年 3 月 1 日より施行する。

別表①

農業用機械利用について

利用料は次のとおりとする。

品　名	単　位	金　額
油圧式　ユンボ　　（PC−35）	1日	16.000円
ブレーカー　・　ハサミ	半日	8.000円
油圧式　ユンボ　　（PC−35）	1日	14.000円
バケット	半日	7.000円
油圧式　ユンボ　　（PC−18）	1日	14.000円
ブレーカー　・　ハサミ	半日	7.000円
油圧式　ユンボ　　（PC−18）	1日	12.000円
バケット	半日	6.000円
機械式　ユンボ　　（PC−35）	1日	10.000円
バケット　・　スケルトン	半日	5.000円
機械式　ミニユンボ　（PC－10）	1日	5.000円
	半日	2.500円
運搬車　　（セーフティーローダー　・　ユニック）	1日	10.000円
	半日	5.000円
	回送（1回）1時間程度	3.000円
職員による回送（1回）日にち時間は要相談		4.000円
ダンプ	1日	10.000円
（2トン）	半日	5.000円
	1時間	1.500円
トラクター　SL24	1日	12.000円
	半日	6.000円
	1時間	2.000円
アタッチメント　　掘り取り機・肥料農薬散布機使用の場合		プラス　2.000円
トラクター　GT19	1日	8.000円
	半日	4.000円
	1時間	1.000円

※　燃料は満タン返しとなります。（回送の場合はこの限りではない）

【利用上の注意】

1　稼働前は必ず安全の確認をしてから利用すること！！
2　機械に負荷がかかるような無理な運転は避けること！！
3　騒音等で近隣に迷惑を掛けない（事前に声を掛ける等）ように
　充分注意をし、利用すること！！
4　農業用機械を運転する場合はその該当する免許を必ず有すること！！
5　農業以外には使用しない！！
6　天候等で作業が出来ないときは農協に連絡をいれること！！
7　自己都合での使用しない場合は、半日料金を頂きますので、ご了承下さい。

以上、1〜7の項目を守れない方には無期限にて一切貸し出しを禁止します。

農業用機械は利用されるすべての皆様方の貴重な機械との認識を持ち
大切に利用、扱うことを切にお願いいたします。

令和 7年 3月 1日　改